

# 別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例

## ○別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例

平成23年3月24日

条例第13号

### (設置)

第1条 市民及び観光客等が海に親しみながら憩うことのできる場を提供し、市民相互又は市民と観光客等の交流推進を図るとともに、地震災害時において災害応急対策の拠点とするため、別府国際観光港多目的広場(以下「広場」という。)を設置する。

### (位置)

第2条 広場は、別府市大字北石垣字一町田1999番地に置く。

### (行為の制限)

第3条 広場を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 広場の機能を妨げ、又は広場を損傷し、若しくは汚損するおそれのある行為をすること。
- (2) 貨物その他の物件を放置すること。
- (3) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両を乗り入れること。
- (6) 野営をすること。
- (7) 他の利用者に迷惑となる球技その他の行為をすること。
- (8) その他管理上支障がある行為をすること。

### (利用の禁止又は制限)

第4条 市長は、広場の損壊その他の理由により利用が危険であると認める場合又は工事のためやむを得ないと認める場合は、広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

### (使用の許可)

第5条 広場を利用する場合において次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ広場の使用に係る市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 営業、販売、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 競技会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
  - (3) 広場内の給水口又はコンセントを使用すること。
- 2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
  - (3) 管理上支障があるとき。
  - (4) その他市長において使用が不相当と認めるとき。

### (使用許可の取消し等)

第6条 市長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその使用を停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反した

# 別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例

とき。

- (2) [前条第1項](#)の許可の後において[同条第3項各号](#)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により[前条第1項](#)の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

2 市長は、[前項](#)の規定による処分によって使用者に損害が生じたとしても、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、[別表](#)に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、広場の使用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により広場を損傷し、又は汚損した者は、その損害額を賠償しなければならない。

(過料)

第11条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) [第3条](#)の規定に違反して[同条各号](#)に掲げる行為をした者
- (2) [第5条第1項](#)の許可を受けずに[同項各号](#)に掲げる行為をした者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした道路法(昭和27年法律第180号)の規定による許可又は協議に係る占用物件の各年度の道路の占用料(以下「[占用料](#)」という。)の額は、占用物件ごとに第1条の規定による改正後の別府市道路占用料徴収条例(以下「[新条例](#)」という。)により算出した占用料の額が前年度の占用料の額(前年度における占用の期間が各年度における占用の期間と異なる場合にあっては、当該前年度における占用の期間に代えて各年度における占用の期間を用いて算出した占用料の額。以下同じ。)に100分の120を乗じて得た額を超える場合には、[新条例](#)の規定にかかわらず、当該前年度の占用料の額に100分

# 別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例

の120を乗じて得た額とする。

附 則(令和元年6月26日条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第42号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(一部改正〔平成25年条例35号・28年21号・令和元年16号・2年42号〕)

使用料

区分	単位	金額
営業、販売、募金その他これらに類する行為	使用面積1平方メートルにつき1日	20円
競技会、展示会その他これらに類する催し	使用面積1平方メートルにつき1日	20円
競技会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日	33円
その他の占用	占用面積1平方メートルにつき1日	33円
給水口	使用水量1立方メートルにつき	198円
コンセント(1箇所あたり最大3kw)	1箇所4時間につき	275円

備考

- 1 使用面積若しくは占用面積が1平方メートル未満であるとき又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、未満又は端数の面積は1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料が日額で定められている場合において使用の期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは、未満又は端数の期間は1日として計算する。
- 3 使用水量が1立方メートル未満であるとき又はその水量に1立方メートル未満の端数があるときは、未満又は端数の水量は1立方メートルとして計算する。
- 4 コンセントの使用時間が4時間未満であるとき又はその時間に4時間に満たない端数があるときは、未満又は端数の時間は4時間として計算する。
- 5 給水口及びコンセントの使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 6 給水口及びコンセント以外の使用料については、[消費税法\(昭和63年法律第108号\)別表第1](#)第1号の規定により非課税とされている場合を除き、消費税及び地方消費税は別途徴収する。
- 7 算出した使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。